

平成 16 年 4 月 30 日
薬食発第 0430003 号
平成 16・04・21 製局第 4 号
環保企発第 040430003 号

厚生労働省医薬食品局長

経済産業省製造産業局長

環境省総合環境政策局長

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」の一部改正
について

第二種監視化学物質の指定を行う際の試験成績として「新規化学物質に係る試験並びに
第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第
二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験
成績」(平成 16 年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第 3 号)が告示されたことに伴
い、「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について(平成 15 年
11 月 21 日薬食発第 1121003 号、平成 15・11・17 製局第 3 号、環保企発第 031121004
号)」の一部を下記のとおり改正し、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

記

別添 4 中「ほ乳類を用いる 28 日間の反復投与毒性試験」を「ほ乳類を用いる反復投
与毒性試験」に改める。